

訪問介護における「通院等乗降介助」の指定に係る 「関係市町の意見書」の取扱いについて

厚生労働省の通知により、都道府県知事は、「通院等乗降介助」を行なう訪問介護事業所の指定にあたり、事業所の所在地の市町に対して、意見を求めこととされています。このため、下記のとおり取り扱っていますので御留意ください。

記

（１）必要時期

①新規指定時（※）

（２）意見書交付の流れ

- ①県に事前相談の上、事業所が、通院等乗降介助の指定に係る申請書（新規申請・変更届）を指定を受けたい月の前々月末日までに提出。
- ②県が、関係市町に対して意見書の交付を依頼。
- ③関係市町が、県に対して意見書を交付。

⇒事業所から、関係市町に意見書の交付を依頼する必要はありません。

（※）既に指定訪問介護事業所として指定を受けている事業所が、新たに通院等乗降介助の指定を受けようとする場合も含みます。